

まちのあかり(飲食店等)支援事業給付金 対象者拡充 について

商工振興課 ☎0738-23-5531

御坊市では、新型コロナウイルス感染症による影響を受けている飲食事業者・旅行事業者の事業継続に対する支援として、まちのあかり（飲食店等）支援事業給付金の支給を実施してきました。

今回、まちのあかり（飲食店等）支援事業給付金の対象者拡充を行うこととなり、次のとおり給付対象者を拡充しました。なお、拡充による給付対象者となる方の申請受付については令和3年8月31日（火）まで行います。

◇給付対象者

飲食業…令和3年4月1日時点で、御坊市に住民登録を有する個人事業主であって、
美浜町・日高町・由良町・印南町・日高川町で飲食業を営む者

酒類販売業…御坊市内で酒類販売業を営む次の法人または個人事業主
・御坊市内に本店を有する法人
・御坊市内に店舗を有する個人事業主（住所要件は問いません）



◇給付条件

飲食業…次の①・②及び以下の**共通条件の全て**に該当すること

- ①食品衛生法における「飲食店営業」または「喫茶店営業」許可を受けた者
- ②店舗で調理した飲食料品が、店舗内の常設された客席等で飲食されること
- ※コンビニエンスストア、移動販売、露店営業、企業食堂等は対象外となります。

酒類販売業…次の①・②及び以下の**共通条件の全て**に該当すること

- ①酒税法に基づく酒類販売業の免許を受けた者
- ②御坊保健所管内の酒類提供を伴う飲食事業者と継続的な取引を行っていること
- ※コンビニエンスストアは対象外となります。
- ※当該店舗において、飲食業として本給付金を既に受給している場合は対象外となります。

共通条件…令和2年12月1日時点で営業を行っている者、または令和3年3月31日までに営業を開始した者
・国民健康保険税を含む市町村税の滞納がないこと
※令和元年12月末日までに納期が到来した市町村税に限る。

◇給付金額 1店舗につき30万円

◇申請期限 令和3年8月31日（火）

◇申請書類 申請書に押印のうえ、次の必要書類とあわせて、商工振興課まで提出してください。

◇必要書類

	個人事業主	法人
飲食業	・飲食店営業許可証、または喫茶店営業許可証の写し ・申請者の本人確認書類の写し（運転免許証等） ・申請者本人名義の預金通帳の写し	
酒類販売業	・酒税法に基づく免許通知書、または証明書の写し ・申請者の本人確認書類の写し（運転免許証等） ・申請者本人名義の預金通帳の写し	・酒税法に基づく免許通知書、 または証明書の写し ・法人名義の預金通帳の写し

※酒類販売業を営む個人事業主の方で、御坊市外に住民登録が有る場合は、
完納証明書等、市町村税の滞納がないことが分かる書類もあわせて提出ください。

◇申請・問い合わせ先 商工振興課 ☎0738-23-5531



◀ 市ホームページ

詳細については、市ホームページをご確認いただくか、商工振興課までお問い合わせください。

